

# 令和5年度川西町定住住宅支援事業の概要

受付開始日 令和5年4月17日（月）から

## 1. 目的

本町に定住することを支援し活力に満ちた魅力ある地域社会の構築を図るため、定住する意思をもって町内に住宅を取得する者に対して予算の範囲内で交付するものです。

## 2. 用語の定義

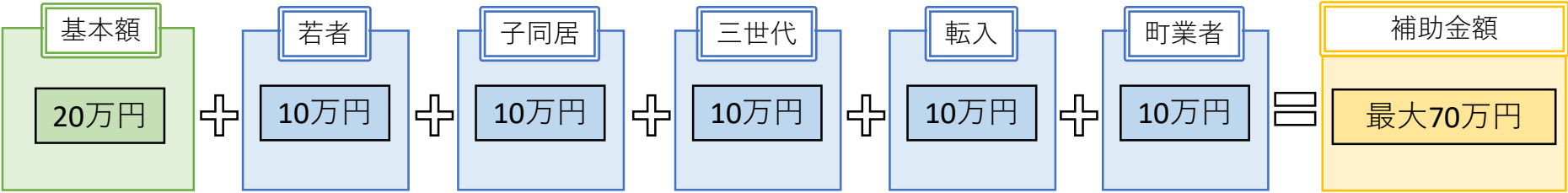
- (1) 定住・・・本町の住民基本台帳に記録され、本町に住宅を有し当該住宅に5年以上居住することをいう。
- (2) 若者世帯・・・夫若しくは妻が満49歳以下で戸籍上婚姻関係にある世帯又は満49歳以下の父親若しくは母親と子からなる世帯
- (3) 町外転入世帯・・・町外に1年以上居住し、町内に転入する世帯

## 3. 交付対象者・・・次のすべてに該当する方

- (1) 定住の意思をもって本町に住宅を取得する方
- (2) 市町村税に滞納がない方
- (3) 公共事業による移転補償に伴う住宅の取得でない方
- (4) 町が交付する住宅の取得に関する他の補助金を受けていない方
- (5) 補助金の交付決定後に新築住宅の建築工事を着手する方、又は中古住宅の売買契約を締結する方
- (6) 令和6年3月29日までに住宅を取得し実績報告により報告できる方

## 4. 補助金の額・・・補助金の額は、住宅取得額の2分の1、又は下記の補助金額のうち低い額とする。

- (1) 基本額 町内に住宅を取得する場合・・・20万円
- (2) 加算額
  - ① 若者世帯の場合（若者）・・・10万円
  - ② 義務教育終了前の子を養育し同居している場合（子同居）・・・10万円
  - ③ 三世代世帯が同居する場合（三世代）・・・10万円
  - ④ 町外転入世帯を含む場合（転入）・・・10万円
  - ⑤ 町内業者と契約し住宅を取得する場合（町業者）・・・10万円



## 5. 担当課 川西町 地域整備課 建設管理グループ 電話番号0238-42-6647（直通）